

事業影響対策書

1. 治水に対する影響
2. 他の河川使用者に対する影響
3. 漁業に対する影響
4. 自然的社会的影響
5. 安全対策

注：各項目について影響がないと判断される場合は「影響なし」と記載し、必要な場合はその根拠を示す。影響があると判断される場合は、その対策を記載する。